

旭川医科大学非常勤職員（短時間勤務職員）給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学非常勤職員（短時間勤務職員）給与規程の一部を改正する規程

旭川医科大学非常勤職員（短時間勤務職員）給与規程（平成16年旭医大達第156号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行																																																
(略)	(略)																																																
<p>(時間給及び日給)</p> <p>第6条 時間給及び日給は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、1週間当たりの勤務時間が30時間を超えない範囲内で勤務する職員については、別表第1に定める額の範囲内の額をもって時間給とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表第1（第6条第1項第5号及び第2項関係）</p> <p style="text-align: center;">イ 事務補助員，技術補助員時間給表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="6">経験年数</th> <th rowspan="2">時間給額 (円)</th> <th rowspan="2">調整額 加算1</th> <th rowspan="2">調整額 加算2</th> </tr> <tr> <th colspan="2">高校卒</th> <th colspan="2">短大卒</th> <th colspan="2">大学卒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>以上</td> <td>未満</td> <td>以上</td> <td>未満</td> <td>以上</td> <td>未満</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	経験年数						時間給額 (円)	調整額 加算1	調整額 加算2	高校卒		短大卒		大学卒		以上	未満	以上	未満	以上	未満				<p>(時間給及び日給)</p> <p>第6条 時間給及び日給は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、1週間当たりの勤務時間が30時間を超えない範囲内で勤務する職員については、別表第1に定める額の範囲内の額をもって時間給とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>別表第1（第6条第1項第5号及び第2項関係）</p> <p style="text-align: center;">イ 事務補助員，技術補助員時間給表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="6">経験年数</th> <th rowspan="2">時間給額 (円)</th> <th rowspan="2">調整額 加算1</th> <th rowspan="2">調整額 加算2</th> </tr> <tr> <th colspan="2">高校卒</th> <th colspan="2">短大卒</th> <th colspan="2">大学卒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>以上</td> <td>未満</td> <td>以上</td> <td>未満</td> <td>以上</td> <td>未満</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	経験年数						時間給額 (円)	調整額 加算1	調整額 加算2	高校卒		短大卒		大学卒		以上	未満	以上	未満	以上	未満			
経験年数						時間給額 (円)				調整額 加算1	調整額 加算2																																						
高校卒		短大卒		大学卒																																													
以上	未満	以上	未満	以上	未満																																												
経験年数						時間給額 (円)	調整額 加算1	調整額 加算2																																									
高校卒		短大卒		大学卒																																													
以上	未満	以上	未満	以上	未満																																												

0.00	3.00	0.00	1.00			920	954	992
3.00	6.00	1.00	4.00	0.00	2.00	946	984	1,022
6.00	9.00	4.00	7.00	2.00	5.00	1,068	1,106	1,144
9.00		7.00		5.00		1,145	1,183	1,221

備考

- 1 経験年数は、各欄記載の学歴取得後の経験年数を示す。
- 2 表中「6.00」等とあるのは「6年0月」等を示す。（以下「別表第1」において同じ。）

ロ 技能補助員時間給表

一般技能職員						
経験年数				時間給額 (円)	調整額 加算1	調整額 加算2
中学卒		高校卒				
以上	未満	以上	未満			
0.00	6.00			931	966	1,000
		0.00	4.00	965	1,000	1,035
6.00	9.00	4.00	6.00	998	1,033	1,067
9.00	13.00	6.00	10.00	1,109	1,152	1,194
13.00	17.00	10.00	14.00	1,191	1,234	1,277
17.00	14.00	14.00	21.00	1,257	1,299	1,342
24.00		21.00		1,322	1,365	1,407

備考 経験年数は、各欄記載の学歴取得後の経験年数を示す。

技能免許所有職員				
経験年数		時間給額 (円)	調整額 加算1	調整額 加算2
高校卒				
以上	未満			
0.00	3.00	965	1,000	1,035
3.00	6.00	1,071	1,106	1,141
6.00	10.00	1,191	1,234	1,277

0.00	3.00	0.00	1.00			920	931	969
3.00	6.00	1.00	4.00	0.00	2.00	923	961	999
6.00	9.00	4.00	7.00	2.00	5.00	1,051	1,089	1,127
9.00		7.00		5.00		1,127	1,165	1,204

備考

- 1 経験年数は、各欄記載の学歴取得後の経験年数を示す。
- 2 表中「6.00」等とあるのは「6年0月」等を示す。（以下「別表第1」において同じ。）

ロ 技能補助員時間給表

一般技能職員						
経験年数				時間給額 (円)	調整額 加算1	調整額 加算2
中学卒		高校卒				
以上	未満	以上	未満			
0.00	6.00			920	942	977
		0.00	4.00	942	976	1,011
6.00	9.00	4.00	6.00	975	1,010	1,044
9.00	13.00	6.00	10.00	1,091	1,134	1,176
13.00	17.00	10.00	14.00	1,174	1,217	1,260
17.00	14.00	14.00	21.00	1,240	1,283	1,326
24.00		21.00		1,309	1,351	1,394

備考 経験年数は、各欄記載の学歴取得後の経験年数を示す。

技能免許所有職員				
経験年数		時間給額 (円)	調整額 加算1	調整額 加算2
高校卒				
以上	未満			
0.00	3.00	942	976	1,011
3.00	6.00	1,054	1,089	1,123
6.00	10.00	1,174	1,217	1,260

10.00	18.00	<u>1,257</u>	<u>1,299</u>	<u>1,342</u>
18.00		<u>1,322</u>	<u>1,365</u>	<u>1,407</u>

備考 この表は、自動車運転手等で免許等を必要とする業務に従事する者に適用し、経験年数は、それぞれの免許等の資格を取得した時以後の経験年数を示す。

ハ 技術補助員（医療）時間給表

薬剤師以外の医療職									
経験年数						時間給額 (円)	調整額 加算1	調整額 加算2	大学 勤務者
短大卒		短大3卒		大学卒					
以上	未満	以上	未満	以上	未満				
	2.00					<u>998</u>	<u>1,033</u>	<u>1,069</u>	<u>983</u>
		0.00	1.00			<u>1,059</u>	<u>1,095</u>	<u>1,130</u>	<u>1,044</u>
2.00	5.00	1.00	4.00	0.00	3.00	<u>1,119</u>	<u>1,165</u>	<u>1,211</u>	<u>1,104</u>
5.00	8.00	4.00	7.00	3.00	6.00	<u>1,228</u>	<u>1,274</u>	<u>1,320</u>	<u>1,213</u>
8.00	11.00	7.00	10.00	6.00	9.00	<u>1,332</u>	<u>1,378</u>	<u>1,425</u>	<u>1,318</u>
11.00	14.00	10.00	13.00	9.00	12.00	<u>1,418</u>	<u>1,464</u>	<u>1,510</u>	<u>1,404</u>
14.00		13.00		12.00		<u>1,495</u>	<u>1,542</u>	<u>1,588</u>	<u>1,481</u>

備考 この表は、臨床検査技師、栄養士等の免許等を必要とする業務（次表に該当するものを除く。）に従事する者に適用し、経験年数は、それぞれの免許等の資格を取得した時以後の経験年数を示す。

薬剤師					
経験年数				時間給額 (円)	大学勤務者
大学卒		大学6卒			
以上	未満	以上	未満		
0.00	6.00	0.00	3.00	<u>1,429</u>	<u>1,415</u>
6.00	9.00	3.00	6.00	<u>1,463</u>	<u>1,449</u>
9.00	12.00	6.00	9.00	<u>1,546</u>	<u>1,532</u>

10.00	18.00	<u>1,240</u>	<u>1,283</u>	<u>1,326</u>
18.00		<u>1,309</u>	<u>1,351</u>	<u>1,394</u>

備考 この表は、自動車運転手等で免許等を必要とする業務に従事する者に適用し、経験年数は、それぞれの免許等の資格を取得した時以後の経験年数を示す。

ハ 技術補助員（医療）時間給表

薬剤師以外の医療職									
経験年数						時間給額 (円)	調整額 加算1	調整額 加算2	大学 勤務者
短大卒		短大3卒		大学卒					
以上	未満	以上	未満	以上	未満				
	2.00					<u>974</u>	<u>1,010</u>	<u>1,045</u>	<u>960</u>
		0.00	1.00			<u>1,037</u>	<u>1,073</u>	<u>1,109</u>	<u>1,023</u>
2.00	5.00	1.00	4.00	0.00	3.00	<u>1,101</u>	<u>1,147</u>	<u>1,193</u>	<u>1,086</u>
5.00	8.00	4.00	7.00	3.00	6.00	<u>1,210</u>	<u>1,256</u>	<u>1,302</u>	<u>1,195</u>
8.00	11.00	7.00	10.00	6.00	9.00	<u>1,315</u>	<u>1,362</u>	<u>1,408</u>	<u>1,301</u>
11.00	14.00	10.00	13.00	9.00	12.00	<u>1,404</u>	<u>1,450</u>	<u>1,497</u>	<u>1,390</u>
14.00		13.00		12.00		<u>1,490</u>	<u>1,536</u>	<u>1,582</u>	<u>1,475</u>

備考 この表は、臨床検査技師、栄養士等の免許等を必要とする業務（次表に該当するものを除く。）に従事する者に適用し、経験年数は、それぞれの免許等の資格を取得した時以後の経験年数を示す。

薬剤師					
経験年数				時間給額 (円)	大学勤務者
大学卒		大学6卒			
以上	未満	以上	未満		
0.00	6.00	0.00	3.00	<u>1,414</u>	<u>1,400</u>
6.00	9.00	3.00	6.00	<u>1,446</u>	<u>1,432</u>
9.00	12.00	6.00	9.00	<u>1,534</u>	<u>1,519</u>

12.00		9.00		1.611	1.596
-------	--	------	--	-------	-------

備考 この表は、薬剤師の免許を必要とする業務に従事する者に適用し、経験年数は、免許の資格を取得した時以後の経験年数を示す。

ニ 技術補助員（看護）時間給表

看護師等									
経験年数						時間給額 (円)	調整額 加算1	調整額 加算2	大学 勤務者
短大卒		短大3卒		大学卒					
以上	未満	以上	未満	以上	未満				
0.00	2.00					1,150	1,202	1,253	1,136
		0.00	1.00			1,196	1,249	1,302	1,182
2.00	5.00	1.00	4.00	0.00	3.00	1,244	1,298	1,352	1,230
5.00	8.00	4.00	7.00	3.00	6.00	1,339	1,393	1,448	1,325
8.00	11.00	7.00	10.00	6.00	9.00	1,442	1,496	1,550	1,427
11.00	14.00	10.00	13.00	9.00	12.00	1,501	1,555	1,609	1,486
14.00	17.00	13.00	16.00	12.00	15.00	1,572	1,626	1,680	1,557
17.00	20.00	16.00	19.00	15.00	18.00	1,661	1,715	1,770	1,647
20.00	23.00	19.00	22.00	18.00	21.00	1,748	1,802	1,856	1,733
23.00		22.00		21.00		1,827	1,881	1,936	1,813

備考 この表は、看護師、助産師及び保健師の業務に従事する者に適用し、経験年数は、それぞれの免許を取得した時以後の経験年数を示す。なお、看護部所属の職員については、診療報酬の加算制度が改正又は廃止されるまでの間、下記の表を適用す

12.00		9.00		1.605	1.591
-------	--	------	--	-------	-------

備考 この表は、薬剤師の免許を必要とする業務に従事する者に適用し、経験年数は、免許の資格を取得した時以後の経験年数を示す。

ニ 技術補助員（看護）時間給表

看護師等									
経験年数						時間給額 (円)	調整額 加算1	調整額 加算2	大学 勤務者
短大卒		短大3卒		大学卒					
以上	未満	以上	未満	以上	未満				
0.00	2.00					1,124	1,173	1,223	1,110
		0.00	1.00			1,172	1,223	1,275	1,157
2.00	5.00	1.00	4.00	0.00	3.00	1,224	1,278	1,332	1,210
5.00	8.00	4.00	7.00	3.00	6.00	1,320	1,374	1,428	1,305
8.00	11.00	7.00	10.00	6.00	9.00	1,424	1,478	1,532	1,410
11.00	14.00	10.00	13.00	9.00	12.00	1,486	1,540	1,595	1,472
14.00	17.00	13.00	16.00	12.00	15.00	1,566	1,620	1,674	1,551
17.00	20.00	16.00	19.00	15.00	18.00	1,661	1,715	1,770	1,647
20.00	23.00	19.00	22.00	18.00	21.00	1,748	1,802	1,856	1,733
23.00		22.00		21.00		1,827	1,881	1,936	1,813

備考 この表は、看護師、助産師及び保健師の業務に従事する者に適用し、経験年数は、それぞれの免許を取得した時以後の経験年数を示す。なお、看護部所属の職員については、診療報酬の加算制度が改正又は廃止されるまでの間、下記の表を適用す

る。

看護師等								
経験年数						時間給額 (円)	調整額 加算1	調整額 加算2
短大卒		短大3卒		大学卒				
以上	未満	以上	未満	以上	未満			
0.00	2.00					1,193	1,244	1,295
		0.00	1.00			1,238	1,291	1,345
2.00	5.00	1.00	4.00	0.00	3.00	1,286	1,340	1,395
5.00	8.00	4.00	7.00	3.00	6.00	1,381	1,435	1,490
8.00	11.00	7.00	10.00	6.00	9.00	1,484	1,538	1,592
11.00	14.00	10.00	13.00	9.00	12.00	1,543	1,597	1,651
14.00	17.00	13.00	16.00	12.00	15.00	1,614	1,668	1,722
17.00	20.00	16.00	19.00	15.00	18.00	1,703	1,757	1,812
20.00	23.00	19.00	22.00	18.00	21.00	1,790	1,844	1,898
23.00		22.00		21.00		1,869	1,924	1,978

【改正理由】

国家公務員の給与改正に準拠するため、所要の改正を行うものである。

る。

看護師等								
経験年数						時間給額 (円)	調整額 加算1	調整額 加算2
短大卒		短大3卒		大学卒				
以上	未満	以上	未満	以上	未満			
0.00	2.00					1,166	1,215	1,265
		0.00	1.00			1,214	1,266	1,317
2.00	5.00	1.00	4.00	0.00	3.00	1,266	1,320	1,374
5.00	8.00	4.00	7.00	3.00	6.00	1,362	1,416	1,470
8.00	11.00	7.00	10.00	6.00	9.00	1,466	1,520	1,575
11.00	14.00	10.00	13.00	9.00	12.00	1,528	1,583	1,637
14.00	17.00	13.00	16.00	12.00	15.00	1,608	1,662	1,716
17.00	20.00	16.00	19.00	15.00	18.00	1,703	1,757	1,812
20.00	23.00	19.00	22.00	18.00	21.00	1,790	1,844	1,898
23.00		22.00		21.00		1,869	1,924	1,978